

項目	基準値	高さ75～150cm	測定方法等	測定間隔等	
空気環境	瞬間値	温度	17℃以上28℃以下	0.5℃目盛の温度計	1回/2月(機械換気の場合は適用外)
		相対湿度	40%以上70%以下	0.5℃目盛の乾湿球湿度計	1回/2月(機械換気の場合は適用外)
		気流	0.5m/sec以下	0.2m/sec以上の気流を測定できる風速計	1回/2月
	平均値	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下	規則第3条の2に規定する粉じん計	1回/2月
		二酸化炭素	1000ppm以下	検知管方式による二酸化炭素測定器	1回/2月
一酸化炭素		10ppm以下	検知管方式による一酸化炭素測定器	1回/2月	
	ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ (0.08ppm)以下	法令により定められたもの(H23.8.8 測定器の追加)	新築・増築、大規模修繕・模様替え後の6/1から9/30までの間	
空気調和設備	冷却塔・冷却水・加湿装置・	供給する水は、水道法第4条に適合する水(原則として水道水)を使用		必要に応じ、清掃及び換水等を実施	1回/1月(使用開始時及び使用開始後)
	冷却塔に井戸水使用	飲料水の地下水の項、16項目を使用期間中に1回検査		レジオネラ対策	下記、飲料水の欄中、「地下水などを使用する施設」と同じ
	加湿装置に井戸水使用	飲料水の地下水の項、16項目、12項目、7項目を検査			下記、飲料水の欄中、「地下水などを使用する施設」と同じ
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃				1回/1年
飲料水	貯水(湯)槽の清掃				1回/1年
人の飲料、炊事用、浴用その他人の生活用に水(温水)を供給する場合	残留塩素	遊離残留塩素0.1mg/L以上、著しく汚染される恐れがある場合0.2mg/L以上(結合残留塩素として0.4mg/L以上、著しく汚染される恐れがある場合1.5mg/L以上)(則4①)		※中央給湯設備(貯湯槽)について、維持管理が適切に行われており、末端の給水栓の水温が55℃以上に保持されている場合は、残留塩素の測定を省略できる。	1回/7日
* 中央給湯水中央給湯設備で貯湯槽がある場合は、別系統の飲料水となるため、水質検査が必要となる。	水道水のみを使用する施設				
	16項目(11項目)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物		5項目について、基準に適合していた場合には、次回に限り省略可能	1回/6月
	消毒副生成物等(12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド		塩素酸については、平成20年4月1日より追加	毎年6/1から9/30までの間に1回
	地下水などを使用する施設				
	16項目(11項目)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物		5項目について、基準に適合していた場合には、次回に限り省略可能	1回/6月
	消毒副生成物等(12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド		塩素酸については、平成20年4月1日より追加	毎年6/1から9/30までの間に1回
	有機化学物質等(7項目)	四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類		水道水、専用水道は不要(県指導)	1回/3年
全項目(51項目)				使用開始前に1回	
雑用水	雑用水槽の点検等	給水栓に飲用不適の表示が必要		定期的に点検し、必要に応じて清掃を実施	
雨水、下水処理水、地下水等を使用する場合(水道水を使用している場合は対象外)	残留塩素	遊離残留塩素0.1mg/L以上(結合残留塩素として、0.4mg/L以上)			1回/7日
	3項目	pH値、臭気、外観			1回/7日
	2項目	大腸菌、濁度		※水洗便所の用に供する水は濁度を除く	1回/2月
排水	排水槽の清掃				1回/6月
清掃	日常清掃のほか、大掃除(家具の背後、階段の裏内壁の高所、天井等日常清掃で及びにくい箇所及び照明器具、カーテン等必要に応じて除じん、洗浄を行うこと)を統一的に実施				1回/6月
ねずみ等の防除	ねずみ等の発生場所、生息場所などについて調査を実施し、調査に基づきねずみ等の発生を防止するための措置を講ずる。殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、使用及び管理を適切に行い、建築物の使用者や作業者の事故防止に努める。また、使用薬剤は、薬事法による医薬品又は医薬部外品を用いること。薬剤を使用する場合は、事前(3日前までに)と事後(3日後まで)に掲示すること。				1回/6月 特に発生しやすい場所(食料取扱区域、排水槽及び廃棄物保管施設の周辺等)は、1回/2月